

第24回政策推進会議報告

日時 3月24日(月) 13時30分～14時56分

場所 4-1会議室

出席者 20人

1 尼崎市新型インフルエンザ等対策行動計画(素案)に対する市民意見公募手続の実施について

防災担当局長から資料に基づき報告。

(市長) 尼崎市では、防災訓練のニーズが高いが、インフルエンザについてもこの新しい計画に基づいて、訓練や関係団体との連携に取り組みたい。

2 尼崎市地域防災計画見直し(素案)に対する市民意見公募手続の実施について

防災担当局長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

(市長) 6月に防災会議が予定されているが、防災会議は議論の場というよりも関係者に周知徹底する場という意味合いが強いので、事前に地域防災計画について議論する場を設けたい。この素案が完成版ではなく、毎年改訂を重ね良いものに作り変えていきたいので、どんなタイミングでも構わないので意見を頂きたい。

(市長) 正直なところ、この素案をつぶさに読み込んで意見を出す方は少ないと思う。防災講座や訓練で概要版を活用していく中で、「これはもっとこうの方が良い」といった意見が生まれ、場合によっては計画を改訂するという流れになるだろう。また、この目次から気になる項目を探すという作業は大変なので、新たに追加された点を中心に見ていただけるよう、パブリックコメントの案件概要を公表するにあたっては、主な見直し内容についても併せて資料で出してもらいたい。また、避難所の運営等に関して、今後各部署が中心になり、これまでの教訓を盛り込みながら指針を作成することになるが、女性部会から、避難所の運営に関して女性や子供への配慮について提案をいただいているので、そういった点をしっかり盛り込みたい。

・6月の防災会議の後、図上訓練を予定しているので、自分の部署が関係するところだけでも事前に読んでいただきたい。

(市長) 指針の作成にあたっては、図上訓練で自分の部が何を任せられているのか、しっかりとイメージしながら詰めていただきたい。自分の部署が中心となるところはしっかりと目を通してほしいが、幹部が課題等を共有しながら勉強する場として、読み合わせ会をやったほうがいいのではないかな。

・地域防災計画が配布される度に、目次から自分の局が該当しそうな箇所を探しているのだが、特定の部局にしか関係しない箇所もあり、可能であれば、逆引きで局から関係ページが引けるようにしていただきたい。

できると思う。地域防災計画本体に入れると、組織改正の度に修正しないといけないので、

別冊にするなど配布方法を検討したい。

(市長) 幹部研修の際も、どの箇所がどこの部署に任せられていて、どこが穴になっているかを事前に把握し、穴となっていることに対して議論するのが大事だ。常々、職員に対して尼崎検定の受検を必須にしたいと思っているが、防災計画も科目に入れたい。点の良し悪しを比べるための試験ではなく、勉強すれば100点が取れるようなテキストを作り、職員が勉強するきっかけづくりとしたい。地域防災計画全てを理解するのは難しいが、重要なこと、最低限必要なことについては、全職員が理解しなければいけない。

概要版には職員が理解すべき最低限のことをまとめるつもりである。

(市長) 防災に対して、普段から慣れている局と普段は疎遠な局との差があるので、その差を埋めていく工夫が必要だ。少なくとも防災会議までには担当の箇所を読み込んでいただきたい。また、図上訓練の後には、担当ベースで理解を深めていただきたい。

・被害想定について、内陸型地震については詳しく記載されているが、海溝型地震については記載が少なく、バランスが悪いように感じる。

県から被害想定がまだ出でおらず、県の被害想定を待っているのは改訂ができないため、先行して進めている。被害想定で自分の地域に色が塗られているかどうかには係らず注意してほしいが、県からの被害想定が出たら反映する。

3 尼崎市環境基本計画(素案)に対する市民意見公募手続の結果について

経済環境局長から資料に基づき報告。

4 尼崎市自動車運送事業者移譲事業者公募に係る運行事業者(優先交渉権者)の決定について

企画財政局長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

・公表のスケジュールはどうなっているか。

4月22日に、閉会中の総務消防委員会協議会があるので、そこで公表する。

(市長) 移譲事業者が実質的に確定するのは平成27年度で、今回は優先交渉権者の決定という前段部分である。今後、万が一、優先交渉権者が移譲に係る条件を実現できない事情が生じれば、移譲事業者の選定は巻き戻ることになる。移譲事業者の公募にあたり、事前の説明会には複数の事業者が参加したが、応募の段階ではあまり手が挙がらず、「優先交渉権」という名称自体が、結果的には陳腐なものになってしまった。

・廃止条例はいつ上程されるか。

平成27年の9月上程を予定している。平成27年度上期などできれば早い方が良いが、現状のサービス維持についてなど細部にわたって詰めていかなければならないため、遅くとも9月までには上程したい。

(市長) 記者の反応はどうだったか。

運転手の処遇の問題がポイントとなった。

・移譲の時期が3月下旬になっているが、引継ぎ期間を含めてということか。

実際に民間事業者が運行を開始するのは3月下旬である。できるだけスムーズに引継ぎができるよう、他都市の事例を参考に、3月下旬に実質的な移譲が行われることになる。

(市長) 優先交渉権者が決まり、今後交渉に入るけれども、移譲の決定までには様々な協議を経て細部を詰めていくという流れが理解しやすいよう資料の表現を統一してほしい。

今後のスケジュールとして、平成26年4月に覚書の締結、平成27年度に協定書の締結があり、協定書の締結により、こういったサービスで移譲するのかという最終内容が確定する。大事なのは、平成26年4月に締結する覚書の内容が、移譲が決まっているという書き方なのか、それとも条件をクリアしなければ移譲できないという書き方なのかどちらかということだ。

覚書は、移譲に際しての協議を開始していくという内容のもので、移譲については議会の議決が条件になることや、移譲が頓挫した場合にどういう取り扱いをするのかといったことを決めていく。あくまでも、移譲に向けて協議をするという内容だ。

(市長) 今後は、お互いに費用が発生し、移譲が頓挫した場合には法的な手続にもかかわる段階に入る。移譲の決定までには、条件があるということがはっきりわかるようにしてほしい。

5 その他

- ・ 企画財政局長から、第6回近松賞被表彰者の決定及び表彰式の実施について説明。
- ・ 経済環境局長から、あまがさき環境オープンカレッジについて説明。

6 平成26年度向け役職者の人事異動について

市長、総務局長から資料に基づき報告。

以 上